

認定申請・入園申込の流れ（令和8年度入園の一斉申込）

認定こども園・保育園等の
入園について→



STEP

01

10～11月

申込書及び必要書類の提出

一斉申込期間中に申込書と必要書類を提出してください。

※育児休業を1年以上取得される方は申込書の写しをとり、ご自身で保管してください。

一斉申込期間

【10月14日～11月7日】

※一斉申込期間終了後も申込みの受付は行いますが、一斉申込期間中の申込みより優先度が下がります。

STEP

02

11～1月

書類審査及び入園調整

【保育園・認定こども園保育部・小規模保育事業所 入園希望者】

提出された書類によりご家庭で保育できない程度を市が審査します。選考基準（※注）により入園調整を行います。

【認定こども園幼稚部 入園希望者】

申込人数が定員を超えた場合は、施設が選考を行います。

※提出書類に不足や不明な点がありましたら市から連絡いたします。

STEP

03

1～2月・6月

入所内定通知書・
入所保留通知書の送付

【4～5月入園希望者】

1月中旬に市役所から発送

【6～9月入園希望者】

2月上旬に市役所から発送

【10～3月入園希望者】

6月上旬に市役所から発送

※発送日は前後する可能性があります。

支給認定証・事業所入所承諾書の送付

内
定
者

【4～5月入園児童】

3月上旬に市役所から送付

【6月以降入園児童】

入園月の上旬に園からお渡し

保
留
者

令和8年度中の入園について意向調査を実施し、入園調整を随時行っています。

※注 選考基準については、市ホームページをご覧ください。

目次

認定申請・入園申込の流れ	P1
（令和8年度入園の一斉申込）	
認定こども園・保育園等とは	P2
利用可能な施設について	P2
幼稚園の利用について	P2
保育の必要性の認定、 教育・保育の必要量について	P3
認定こども園・保育園等一覧	P4
利用者負担額（保育料）について	P5
給食費（副食費）の徴収について	P5

入園申込に必要な書類	P6
入園申込方法について	P7
（令和8年度入園の一斉申込）	
越前市に転入予定の方へ	P7
入所申込書の記入例	P8～P9
入園申込みについてのよくある質問	P10
市外の園への入園（広域入所）を希望する方へ	P10
出産予定の方・出産後育児休業を取得予定の方へ	P11
求職活動を予定している方へ	P12
認定こども園・保育園等に関すること	P13
園位置図	P14

認定こども園・保育園等とは

◆認定こども園

幼稚園と保育園の両方の機能や特徴をあわせ持つ施設です。保護者の就労に関係なく利用可能（0～2歳児は保育部のみの利用となるため、保育の必要性に該当することが必要）である他、地域の子育て拠点としての役割も担っています。

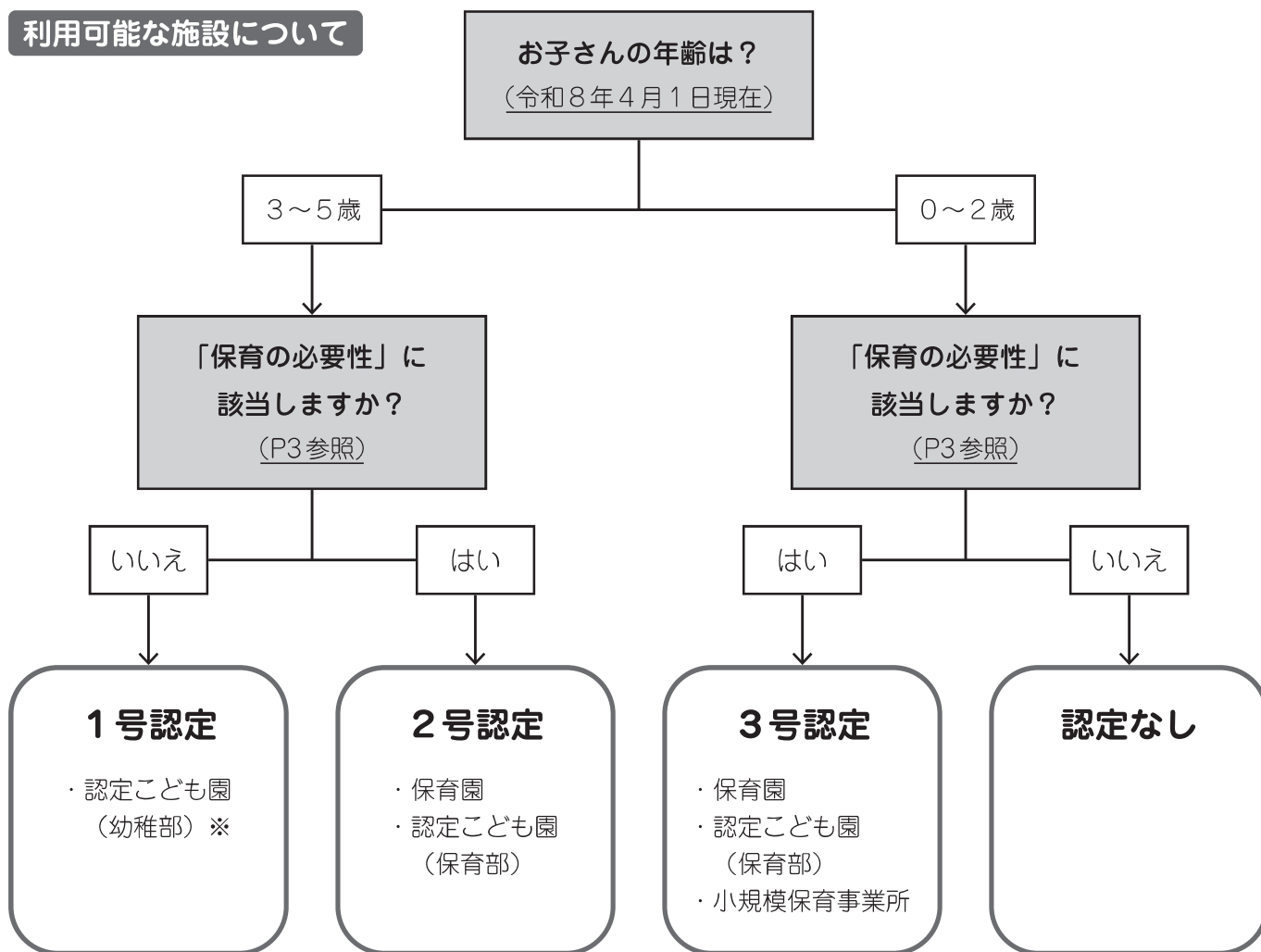
◆保育園

保護者や同居の親族が仕事や病気などによりご家庭でお子さんを保育できない場合に、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。そのため、家庭で保育できない事情がある場合にのみ利用できます。

◆小規模保育事業所（地域型保育事業所）

定員19人未満で、0～2歳児のみの保育を行う施設です。市が認可しており、入園調整や保育料の決定などは、認定こども園や保育園と同様に市が行います。

利用可能な施設について



※ 1号認定は、就労等の「保育の必要性」がなくても入園可能です。

認定こども園里山ほのか学園、認定こども園あわたべは、3歳の誕生日をむかえた翌月から幼稚園での入園が可能です。

幼稚園の利用について

幼稚園の入園申込については各幼稚園又は学校教育課（TEL：0778-22-3127）にお問い合わせください。就労等の「保育の必要性」がなくても入園可能です。

保育の必要性の認定、教育・保育の必要量について

◆入園できる基準

認定こども園幼稚園部

越前市に住民登録している令和8年4月1日時点で3歳以上のお子さん。施設の受け入れ人数に余裕があれば入園可能。

認定こども園保育部・保育園・小規模保育事業所

保護者が、下記の「保育の必要性」のいずれかに該当することが必要。

※同住所（家が別の場合も含む）の祖父・祖母の方について、下記の「保育の必要性」又は高齢（令和8年4月1日時点で65歳以上）にあてはまらない場合、入園調整の際に減点となりますので、ご了承ください。

◆保育の必要性

	保育の必要性	基 準	保育認定期間
①	就労	常態として、月64時間以上（概ね1日4時間以上かつ週4日以上）働いている場合	最長就学前まで
②	妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もない場合	出産予定月の前月1日～出産後6か月が経過する月の末日まで
③	疾病・障がい	病気や怪我を負っている場合 心身に障がいがある場合	必要な期間
④	介護・看護	介護や看護が必要な方がご家族にいて、常時介護又は看護をしている場合	必要な期間
⑤	災害復旧	火災、震災、風水害にあい、その復旧作業にあっている場合	必要な期間
⑥	求職活動	求職活動を行う場合	入園した月の翌月末日まで
⑦	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間
⑧	就学	学校に在学している場合（職業訓練校を含む）	卒業（修了）するまでの期間
⑨	育児休業	育児休業を取得している場合	出産予定月の前月1日～育児休業の対象児童が満2歳になる月の末日まで

◆教育・保育の必要量

教育・保育の必要量	保育の必要性	教育・保育時間（※）
教育標準時間（1号認定）	なし	8時頃から14時頃まで
保育短時間（2号認定・3号認定）	○パートタイム就労を想定 1か月64時間以上120時間未満の場合 （概ね1日4時間以上かつ週4日以上） ＊その他、上記に順ずる理由のある場合	8時頃から16時頃まで 16時頃以降の利用は延長料金が発生します
保育標準時間（2号認定・3号認定）	○フルタイム就労を想定 1か月120時間以上の場合 （概ね1日6時間以上かつ週5日以上） ＊その他、上記に順ずる理由のある場合	7時頃から18時まで 18時以降の利用は延長料金が発生します

（※）教育時間、保育時間は施設によって異なります。詳しくは、P4をご確認ください。

◆認定区分

認定区分	有効期間	教育・保育の必要量		利用施設
1号認定	3歳児～小学校就学前まで	教育標準時間		認定こども園（幼稚園部）
2号認定	3歳の誕生日の前日～小学校就学前まで	保育標準時間	保育短時間	認定こども園（保育部）・保育園
3号認定	0歳～3歳の誕生日の2日前まで	保育標準時間	保育短時間	認定こども園（保育部）・保育園 小規模保育事業所

認定こども園・保育園等一覧

- ・越前市内の認定こども園、保育園及び小規模保育事業所では、午後7時までの延長保育を行っています。ただし、延長保育には別途利用料が必要です。
- ・土曜保育を利用される場合は、事前に申請が必要です。ただし、園の状況によっては土曜保育が実施できない場合があります。一時預かり、休日保育、学童保育のサービスを実施している施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

所在地	区分	施設名	種別	所在地 電話番号	幼稚園定員 保育部定員	教育標準時間		受入年齢 (生後)	土曜保育 時間
						保育標準時間	保育短時間		
東	私	浪花認定こども園	認定こども園	府中三丁目5-12 22-7019	10 130	8時～14時 7時～18時	8時～16時	3か月以上	毎週 7時～18時
	私	認定東こども園	認定こども園	堀川町3-14 22-6637	10 90	8時半～14時 7時～18時	8時半～16時半	6か月以上	毎週 7時～18時 拠点園で実施
西	公	にじいろこども園	認定こども園	中央二丁目2-27 22-0433	20 180	8時～14時 7時～18時	8時～16時	2か月以上	毎週 7時～18時
	私	なのはな保育園	小規模保育事業所	高瀬一丁目8-19 42-6623	— 12	— 7時～18時	8時～16時	6か月以上 2歳児まで	毎週 7時～17時
南	私	南保育園	保育園	若竹町12-23 22-3214	— 90	— 7時～18時	8時半～16時半	6か月以上	毎週 7時～18時 拠点園で実施
	私	高瀬保育園	保育園	文京二丁目4-3 23-5203	— 130	— 7時～18時	8時半～16時半	6か月以上	毎週 7時～18時 拠点園で実施
	私	たんぽぽ認定こども園	認定こども園	常久町101 24-4460	10 110	8時半～14時半 7時～18時	8時～16時	6か月以上	毎週 7時～18時
神山	私	神山認定こども園	認定こども園	広瀬町132-3-1 23-8688	12 140	8時半～14時半 7時～18時	8時～16時	6か月以上	毎週 7時～18時
吉野	公	家久保育園(※)	保育園	家久町94-2-1 24-1244	— 150	— 7時～18時	8時～16時	2か月以上	にじいろこども園、認定こども園北新庄で実施
	私	認定こども園里山ほのか学園	認定こども園	氷坂町14-2-1 23-0030	15 135	8時～14時45分 7時～18時	8時～16時	6か月以上	毎週 7時～18時
国高	私	そよかぜ認定こども園	認定こども園	高木町12-7-1 24-0340	10 165	8時～14時 7時～18時	8時～16時	6か月以上	毎週 7時～18時
	私	国高保育園	保育園	村国一丁目9-8 23-0983	— 150	— 7時～18時	8時半～16時半	6か月以上	毎週 7時～18時 拠点園で実施
	私	HAGUKUMU保育園	小規模保育事業所	押田二丁目10-70 E うのビルB 42-7080	— 18	— 7時半～18時半	8時～16時	4か月以上 2歳児まで	毎週 7時半～18時半
大虫	私	わかたけ認定こども園	認定こども園	高森町18-7-2 22-6203	30 170	8時～14時 7時～18時	8時～16時	6か月以上	毎週 7時～18時
	私	認定西こども園	認定こども園	新保町32-10 22-7151	15 105	8時半～14時 7時～18時	8時半～16時半	6か月以上	毎週 7時～18時 拠点園で実施
王子保	私	愛星認定こども園	認定こども園	白崎町33-2-1 24-4450	15 170	8時半～14時半 7時～18時	8時～16時	6か月以上	毎週 7時～18時
北日野	公	認定こども園北日野	認定こども園	矢放町16-4 22-1772	30 120	8時～14時 7時～18時	8時～16時	6か月以上	にじいろこども園、認定こども園北新庄で実施
北新庄	公	認定こども園北新庄	認定こども園	北町38-6 22-1974	20 120	8時～14時 7時～18時	8時～16時	6か月以上	毎週 7時～18時
味真野	私	二葉保育園	認定こども園	五分市町3-6-1 27-1328	10 80	8時半～14時 7時～18時	8時半～16時半	4か月以上	毎週 7時～18時
	私	味真野保育園	認定こども園	上大坪町28-3 27-2203	10 100	8時半～14時 7時～18時	8時半～16時半	6か月以上	毎週 7時～18時
白山	私	安養寺こども園	認定こども園	安養寺町89-29-1 28-1741	3 40	8時半～14時半 7時半～18時半	8時～16時	6か月以上	毎週 7時半～12時 (第2土曜のみ8時～12時)
栗田部	私	認定こども園あわたべ	認定こども園	栗田部町46-2 42-0493	15 150	9時～15時 7時～18時	8時～16時	2か月以上	毎週 7時～18時
岡本	公	認定こども園岡本	認定こども園	岩本町5-26 42-0435	20 80	8時～14時 7時～18時	8時～16時	6か月以上	にじいろこども園、認定こども園北新庄で実施
南中山	公	認定こども園南中山	認定こども園	中津山町41-13-2 42-0325	20 120	8時～14時 7時～18時	8時～16時	6か月以上	
服間	公	認定こども園服間	認定こども園	藤木町12-34 42-1029	10 50	8時～14時 7時～18時	8時～16時	6か月以上	

(※)…家久保育園は、令和9年4月に新築移転を予定しています。(現在地から約500m北方向)

利用者負担額（保育料）について

◆保育料の算定方法

幼児教育・保育の無償化により、全ての3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無料です。

さらに、福井県独自の制度により世帯第2子目以降のお子さんの保育料も無料です。

世帯第1子目の0～2歳児クラスのお子さんは保育料がかかります。

保育料は、父母の市民税所得割額をもとに毎年算定します。令和8年4月分から8月分は令和7年度所得割額、令和8年9月分以降は令和8年度所得割額をもとに、市が保育料を決定します。

◆（参考）令和7年度保育料徴収基準額表

【3号認定……認定こども園（保育部）、保育園、小規模保育事業所の0～2歳児】

階層	区 分	3歳未満児	
		標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円
3	市民税所得割課税 24,300円未満	11,000円	10,800円
4	市民税所得割課税 48,600円未満	13,000円	12,800円
5	市民税所得割課税 57,700円未満	19,000円	18,600円
6	市民税所得割課税 72,800円未満	21,000円	20,700円
7	市民税所得割課税 97,000円未満	23,000円	22,600円
8	市民税所得割課税 133,000円未満	34,000円	33,400円
9	市民税所得割課税 169,000円未満	36,000円	35,400円
10	市民税所得割課税 301,000円未満	45,000円	44,200円
11	市民税所得割課税 397,000円未満	48,000円	47,200円
12	市民税所得割課税 397,000円以上	53,000円	52,100円

- ・同一世帯内に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合やひとり親世帯は、市民税所得割課税77,101円未満の世帯で保育料の軽減を行っています。詳しくは、こども未来課までお問い合わせください。
- ・父母の年間所得によっては、子どもと生計を同一にしているとみなされる祖父母（又はそれ以外の扶養義務者）の所得が保育料の算定に含まれることがあります。

◆保育料の納付方法

公立全園・私立保育園

口座振替で市が徴収いたします。振替日は毎月25日です。（振替日が土日・祝日の場合は翌営業日になります。）

私立認定こども園・小規模保育事業所

各施設が徴収いたします。納付方法は各施設にご確認ください。

給食費（副食費）の徴収について

- ・3～5歳児クラスのお子さんは、幼児教育・保育の無償化により保育料は無料となりますが、給食費（副食費）を徴収いたします。また、主食を提供している施設は、さらに主食費の徴収があります。
- ・0～2歳児クラスのお子さんは、保育に要する経費の一部として保護者に負担いただく保育料に給食費（副食費）が含まれます。保育料が無料の方含め、0～2歳児クラスのお子さんは、給食費の支払いは不要です。
- ・給食費は各施設が徴収します。ただし、公立認定こども園・保育園については、保育料と同様に市が徴収します。

入園申込に必要な書類

◆認定こども園幼稚園入園希望の場合

- (1) 教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書
- (2) 児童世帯状況調査票

◆保育園・認定こども園保育部・小規模保育事業所入園希望の場合

- (1) 教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書
- (2) 児童世帯状況調査票
- (3) 保育の必要性を証明する書類

◆越前市内の他の保育園・認定こども園へ転園希望の場合

- (1) 教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書
- (2) 児童世帯状況調査票
- (3) 保育の必要性を証明する書類（保育園・認定こども園保育部に転園希望の場合のみ）
- (4) 現況届（在園中の園から配付されます。令和7年11月以降に入園するお子さんで、在園きょうだいがいない場合は、10月中にこども未来課からご自宅に郵送されます。）

- （1）は入所希望児童1名につき1枚、（2）は世帯につき1枚提出してください。
- （3）について、入園希望児童からみて、父・母・祖父・祖母（※）の分が必要になります。
- （※）祖父・祖母の分については、入園希望児童と同居（家が別の場合も含む）の場合のみご提出ください。
- 令和8年4月1日時点で65歳以上の方については、提出不要です。

◆必要書類については、下記の表をご確認ください。

認定こども園・保育園等の
入園に係る書類について→



保育の必要性を証明する書類

P3の保育 の必要性	事由	必要書類
①	就労	就労証明書＊ ※育児休業中の方は、職場復帰月の初日から入園が可能です。（育児休業の対象児童の入園を希望する場合）職場復帰日が記載されている就労証明書を必ずご提出ください。 ※出産予定の方・育児休業を取得される方は、P11を必ずご確認ください。
	自営業	①就労証明書＊ ②就労状況（自営）申告書＊ ①②両方を提出してください。 ※収入が確認できなかった場合、給与明細やタイムカードの写し等の提出を求める場合があります。
	農業	農業等申告書＊
②	妊娠・出産	①親子健康手帳の写し（出産予定日が記載されているページの写し） ②妊娠・出産理由での入園に係る誓約書＊ ①②両方を提出してください。 ※出産予定の方は、P11をご確認ください。
③	疾病・障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 診断書＊（手帳をお持ちではない方） ※診断書の様式は、できるだけ市指定の様式を使用してください。 ※就労の方で病休中の場合は、退職理由・期間の記載された就労証明書でも可能です。
④	介護・看護	①介護・看護状況申告書＊ ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証の写し ①②両方を提出してください。②の手帳等がない場合は、診断書を提出してください。
⑤	災害復旧	罹災証明書の写し
⑥	求職活動	就労誓約書＊ ※求職活動を予定している方は、P12を必ずご確認ください。
⑦	虐待・DV	こども未来課へご相談ください。
⑧	就学	在学証明書
⑨	育児休業	就労証明書＊ ※育児休業の対象児童以外の児童の入園を希望する場合は職場復帰前から入園が可能です。 職場復帰日が記載されている就労証明書を必ずご提出ください。 ※育児休業を取得している方は、P11を必ずご確認ください。

＊印のついた様式は、こども未来課に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

入園申込方法について（令和8年度入園の一斉申込）

（ア）郵送による申込

【令和7年11月7日（金）必着】

P6に記載してある入園申込に必要な書類を全て同封し、越前市役所こども未来課までお送りください。

（送付先） ※住所なしで届きます

〒915-8530

越前市役所こども未来課 入園担当

（イ）市役所窓口への持参による申込

- ◆受付期間 **令和7年10月14日（火）～ 令和7年11月7日（金）**
- ◆受付場所 越前市役所1階⑦番窓口（子ども子育て窓口）
※「7番保育園・こども園」の番号札をお取りください。番号順にお呼びします。
- ◆受付時間 平日の午前8時30分～午後5時
- ◆受付対象
 - ・令和2年4月2日以降に生まれた子
 - ・これから生まれる予定の子
- ◆持ち物
 - ・P6に記載してある入園申込に必要な書類（記入済みのもの）
 - ・印鑑（訂正が必要な場合に使用）

※窓口の混雑を避けるため、書類は必要事項を全てご記入の上、ご持参ください。
窓口が混雑した場合は、お待ちいただくことがございますのでご了承ください。

特設受付日のご案内

あいぱーく今立（越前市粟田部町9-1-9）小会議室にて受付

- ◆受付日 **令和7年10月23日（木）、10月31日（金）、11月5日（水）**
- ◆受付時間 午前9時30分～正午

（ウ）その他

マイナンバーカード、パソコン・スマートフォン等、ICカードリーダーライターをお持ちの場合は、びったりサービス（マイナポータルの電子申請）からの申込が可能です。

ただし、児童世帯状況調査票や保育の必要性を証明する書類はこども未来課に原本の提出が必要です。

越前市に転入予定の方へ

- ・転入前でも、越前市に転入する予定があれば、申込みが可能です。
- ・入園は転入した月の**翌月以降から**となります。ただし、1日に転入した場合はその月から入園が可能です。
例：令和8年3月31日に転入 → 令和8年4月から入園可能
令和8年4月1日に転入 → 令和8年4月から入園可能
令和8年4月2日に転入 → 令和8年5月から入園可能

教育・保育給付認定申請書 兼 入所申込書

市使用欄

(令和8年度)

越前市長 殿

必要書類を添えて、
次のとおり教育・保育給付認定及び入所を申し込みます。

市受付者：

ボールペンで正確に記入してください。(消えるボールペンは不可)
記載内容を訂正する場合は、訂正する箇所を二重線で消した後、訂正印を押印してください。
(修正液等は不可)

フリガナ 申請者氏名 (保護者氏名)	エチゼン タロウ 越前 太郎	申込日	令和 7 年 10 月 27 日
現住所	〒915-0071 越前市府中一丁目13-7	郵便で発送する日や 窓口へ提出する日を記入。	
転居・転入予定 (新住所)	住民基本台帳に登録してある住所。		
送付時期 郵便物の 送付先	☒ 現住所 ☐ 新住所 ☐ その他(下枠に記入)	転居・転入予定日	令和 年 月 日
連絡先	携帯(父・母) 090-□□□□-▲▲▲▲ 携帯(父・母) 080-▲▲▲▲-○○○○	☎(自宅)	0778-22-▲▲▲▲
入所希望		入所を希望する施設	
フリガナ 氏名	エチゼン サクラコ 越前 桜子 (第2子)	新規・市内転園 (より)	
生年月日	令和 5 年 1 月 5 日 出生・出生予定	第1希望	認定こども園△△
令和8年4月1日時点の年齢	3 才 性別 男・女	第2希望	□□保育園
保育所等への入所歴	☒ 無 ☐ 有(入所施設名)	第3希望	
入所期間	☒ 令和 8 年 4 月 1 日から就学前まで希望 ☐ 令和 年 月 1 日から令和 年 月 日まで希望	第4希望	
教育・保育必要量	☐ 教育標準時間(幼稚園) 1号認定対象 ☒ 保育短時間 希望の利用時間に☑してください。 ☐ 保育標準時間 2,3号認定対象	第5希望	
疾病の有無 (アレルギーも含む)	☐ 無 ☒ 有(病名等: ○○○○○○) 通院日数 1か月 週間に 1 回		
障がい等の有無	☒ 無 ☐ 有(□障害者手帳あり □障害者手帳なし □特別児童扶養手当受給)		

○上記児童・児童の祖父母を除く家庭状況を記入してください。祖父母については、祖父母の状況欄に記入してください。
父又は母が空欄となる場合は、「不在の場合」欄の該当するものにチェックをいれてください。

同居同一住所単身赴任も含むの家庭状況	氏名	続柄	生年月日	年齢 (令和8年 4月1日時点)	勤務先名・学校名等	不在の場合
	越前 太郎	父・母 (○をつける)	昭平 令 △・△・△	35 才	越前市役所	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 離婚協議中 ☐ 未婚
	越前 花子	父・母 (○をつける)	昭平 令 △・△・△	35 才	(株)えちぜん	☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 離婚協議中 ☐ 未婚
	越前 梅子	姉	昭平 令 △・△・△	8 才	〇〇小学校	
入所希望の児童と同居の親族(祖父母については下の欄に記入) 全員について記入してください。父母のどちらかが単身赴任等により同居していない場合にも、必ずご記入ください。 年齢は、令和8年4月1日時点の満年齢を記入。						
同居の有無に関わらず、必ずご記入ください。						

祖父母の状況	続柄	氏名	年齢 (令和8年 4月1日時点)	日中の状況 (あてはまるものすべてに○)	同居	別居(住所)※越前市内の場合 は番地までご記入ください。
	父 祖父	越前 武男	67 才	就労(自営含む)⇒勤務先名() 農業・疾病・介護 65才以下 その他()	☒	□()
	母 祖母	越前 菊子	64 才	就労(自営含む)⇒勤務先名() 農業・疾病・介護 65才以上 その他()	☒	□()
	母 祖父	今立 一郎	67 才	就労(自営含む)⇒勤務先名() 農業・疾病・介護 65才以下 その他()	☐	☑(福井市〇〇町)
母 祖母	今立 松子	63 才	就労(自営含む)⇒勤務先名(福井〇〇(株)) 農業・疾病・介護 65才以上 その他()	☐	☑(福井市〇〇町)	

裏面へつづく

同意事項

今回、入所申込をするにあたり、入所児童が卒園・退園するまでの期間にわたって下記の事項について同意します。

記

1. 越前市が、児童の属する世帯の住民基本台帳に基づく情報を利用すること。
2. 越前市が保育料等の算定のため、児童の父母、児童の属する世帯及び同居親族について、必要な税（所得税、市町村民税、固定資産税等）の申告・賦課・納付の状況、生活保護受給の有無について調査すること。
3. 入所施設（児童が入所決定された認定こども園、保育園及び小規模保育事業所をいう。以下に同じ。）が、児童の教育・保育に必要な範囲内で、この申請書に記載した情報を利用すること。
4. 入所施設が、保育料、その他の実費徴収金の収納事務に必要な範囲内で、その納入に関する情報を利用すること。
5. 越前市から入所・継続の審査、保育料決定等のため、家族状況、勤務・就労の状況、その他についての資料を求められた場合は、所定の期限までに提出すること。
6. 平素の登園前及び降園後は、児童に対して健全な通園環境及び家庭環境を提供し適切な生活習慣を身につけさせる等、教育・保育について入所施設と共同で責任を負うこと。
7. 規則に基づいて、保育料、その他実費徴収金を越前市又は入所施設に支払うこと。
8. 規則に基づく保育料、その他の実費徴収金を所定の期限までに納入し、万一滞納した際には滞納処分について異議を申し立てないこと。
9. 児童が病気等で長期登園しない見込みとなった場合は、直ちに入所施設に対し申し出ること。
10. 入所後、離職等により保育の必要性を満たさないものとなった場合は、直ちに入所施設又は越前市に対し申し出ること。

保護者氏名 越前 太郎 (印) (父・母)
(自署の場合は押印不要)

保護者氏名 越前 花子 (印) (父・母)
(自署の場合は押印不要)

家庭状況表

※保育を必要とする事由を○で囲み、右欄に内容等を記入してください。認定こども園保育部・保育園・小規模保育事業所を希望の場合のみ。

事由	父・母 (○をつける)
就労・育児休業	勤務所在地 <u>越前市〇〇町△-△</u>
	雇用形態 ☒ 正規 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣 ☐ 契約
	就労時間 <u>8時30分</u> ~ <u>17時15分</u>
	就労日数 ☒ 週5日 ☐ 週4日 ☐ その他 ()
	産休・育休 令和 年 月 日 復帰 (予定)
自営	*すべての事由に関する記入例となっています。 該当する事由のみご記入ください。 ・父母の保育を必要とする事由について、該当する事由（就労・求職活動等）を○で囲み、右欄に内容を詳しく記入してください。
求職活動	求職活動予定 年 月 日から活動予定 ☐ 入園次第活動予定
《日中の状況・家庭で保育できない理由を記入してください。》 ・外勤の方は、「勤務先名」 ・自営業の方は、「自営業」と書き「事業所名」も記入 ・求職中の方は、「求職中」 ・出産予定の方は、「出産予定日」 ・入院、通院している方は、「病院名」と「入院期間・通院日数（週〇日）」 ・兄弟姉妹が児童、学生の場合は、「通学中の学校名（〇〇保育園・〇〇小学校）」、受験などにより4月の進学先が未定の場合には「高校1年生・大学1年生・専門学校1年生」などを記入 ・家族の介護、看護をしている方は、「続柄・氏名（〇〇の祖父〇〇〇〇を介護）」 ・障害のある方は、「障害者手帳の級数（障害〇級）」 ・65歳以上で保育できない方は、「高齢」	
等 級	☐ 要介護・要支援 ☐ 手帳 級
介護	☐ 同居 ☐ 別居
介護の頻度	☐ 常時 ☐ 週5日以上 ☐ 週3日以上
就学	学 校 名
	所 在 地
	就 学 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

事由	父・母 (○をつける)
就労・育児休業	勤務所在地 <u>越前市〇〇町△-△</u>
	雇用形態 ☒ 正規 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣 ☐ 契約
	就労時間 <u>8時30分</u> ~ <u>17時15分</u>
	就労日数 ☒ 週5日 ☐ 週4日 ☐ その他 ()
	産休・育休 令和 8 年 4 月 10 日 復帰 (予定)
自営	勤務所在地 <u>越前市栗田部町△-△</u>
	就労時間 <u>8時30分</u> ~ <u>17時15分</u>
	就労日数 ☒ 週5日 ☐ 週4日 ☐ その他 ()
求職活動	求職活動中 年 月 日から活動中 求職活動予定 年 月 日から活動予定 ☒ 入園次第活動予定
妊娠・出産	●出産予定の方は全員記入してください。 出産予定日 令和 8 年 11 月 10 日 出産後の予定 産休・育休取得 (☒ 有 ・ ☐ 無)
疾病	傷 病 名 <u>◇◇◇◇</u> 病 院 名 <u>〇〇病院</u> 区 分 ☐ 通院 ☒ 入院 ☐ 自宅療養
障がい	障 が い 名 <u>□□□□</u> 等 級 ☐ 要介護・要支援 ☒ 身体障害者手帳 2 級
介護	被介護者氏名 <u>△△ △△</u> 保護者からみた続柄 <u>母</u>
	被介護者住所 <u>越前市〇〇町□-△</u>
	病名・障がい名 <u>▽▽▽▽</u>
	等 級 ☐ 要介護・要支援 ☒ 身体障害者手帳 2 級
	介 護 ☒ 同居 ☐ 別居
介護の頻度	☒ 常時 ☐ 週5日以上 ☐ 週3日以上
就学	学 校 名 <u>△△大学</u>
	所 在 地 <u>東京都〇〇 ◇-◇</u>
	就 学 期 間 令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

入園申込みについてのよくある質問

▶ Q 1：申込みをすれば必ず入園できますか？

A 1：1号認定（幼稚園部）については、施設の受け入れ人数に余裕があれば入園できます。

2号認定、3号認定（保育部）については、保育の必要性があることが入園要件となり、申込人数が定員を超えた場合は選考となるため、第一希望の施設に必ず入園できるとは限りません。両親ともにフルタイム勤務＞パートタイム勤務＞求職中といったように、保育の必要性が高いお子さんが優先されます。

（※選考基準については、市ホームページをご覧ください。）

▶ Q 2：年度途中（4月以外の月）の入園申込みはできますか？

A 2：一斉申込期間中に予約の申込みを行ってください。産休・育休明けによる職場復帰が決まっている、お子さんが1歳になる月から求職活動を始めた等、年度途中（4月以外の月）での入園を考えている場合には、一斉申込期間中に必ず入園申込みを行ってください。なお、産休・育休明けの場合、職場復帰月からの入園（予約）となります。（職場復帰日の確認のため、復帰予定日が記載された就労証明書の提出が必要です。）

※育児休業の対象児童以外のお子さんの入園を希望する場合は、職場復帰前に入園が可能です。（P11をご覧ください。）

※近年、10月以降に入園を希望される場合は、可能なら3月までの育児休業の延長をお願いしています。年度途中の入園が難しい状況が続いていますので、ご協力をお願いいたします。

▶ Q 3：先着順ですか？

A 3：先着順ではありません。

▶ Q 4：一斉申込期間終了後は申込みできないのですか？

A 4：一斉申込期間を過ぎてからも入園申込みは随時受け付けています。ただし、期間内に申込みをされた方より優先度は低くなります。

▶ Q 5：一斉申込期間終了後に申込みをした場合でも入園はできますか？

A 5：一斉申込期間中に申込みされた方より優先度が低くなるため、入園は非常に難しいです。しかし、入園申込みをしていただかないと入園調整の対象にならないので、まずはこども未来課に相談いただき、申込手続きを行ってください。

▶ Q 6：入園した後、他の園に転園はできますか？

A 6：翌年4月時点での転園が可能です。一斉申込期間中に、園で配付された現況届を添えて新規入園の方と同じように申込みをしてください。年度途中の転園の申込はできません。また、申込数によっては、希望施設に必ず転園できるとは限りませんので、ご了承ください。

▶ Q 7：心身に障がいや疾病がある子どもも入園できますか？

A 7：医師により、集団保育が可能と診断されているお子さんは入園できます。ご相談ください。

▶ Q 8：子どもが食物アレルギーです。対応している園はありますか？ 給食はどうなりますか？

A 8：基本的に医師の指示に基づいて、全園で除去食又は代替食の対応を行っていますが、重度のアレルギー等で対応できない場合は、希望施設への入園が難しいことがあります。また、ご家庭にお弁当のお願いをすることもありますのでご了承ください。

市外の園への入園（広域入所）を希望する方へ

▶ Q 1：越前市外の認定こども園・保育園に入園できますか？

A 1：越前市内の施設への入園が基本です。しかし、特別な理由がある場合のみ、越前市外の園に入園可能となる場合がありますが、希望施設のある市町村にお住まいのお子さんが優先となるため、必ず入園できるとは限りません。まずはこども未来課にご相談ください。

出産予定の方・出産後育児休業を取得予定の方へ

▶ Q1：子どもがまだ生まれていない場合でも、申込みはできますか？

A1：育児休業明けの入園を希望される場合は可能です。育児取得後の職場復帰が令和9年3月末までに決まっている場合は、必ず一斉申込期間中に入園申込みをしてください。ただし、出産月が予定より前後した場合、施設の受入可能年齢や受入状況によっては、入園月が当初の予約月よりも前後する場合があります。申込書に記載した入所希望月に変更が生じた場合は早めにこども未来課へご連絡ください。

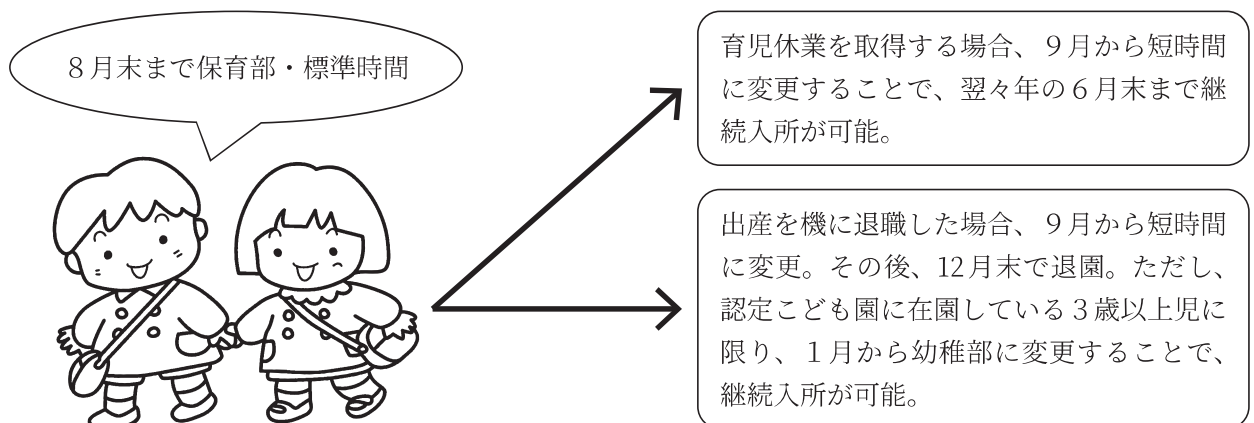
▶ Q2：出産を予定しています。上の子を保育園に預けることはできますか？

A2：入所基準は下記のとおりとなっています。

上のお子さんの入所基準

事 由	基 準
育児休業 (職場復帰予定あり)	産前1か月から産後2年まで保育認定が可能。ただし、産後3か月目から産後2年までは保育必要量が短時間に変更になります。(認定こども園の3歳以上児は幼稚部の選択も可能) ※育児休業を2年以上取得する場合は、産後2年で退園し、職場復帰に合わせて再入園となります。 ※産後7か月目以降、職場復帰予定がなくなった場合は、退園となります。
妊娠・出産 (職場復帰予定なし)	産前1か月から産後6か月が経過する月の末日まで保育認定が可能。ただし、産後3か月目から産後6か月までは保育必要量が短時間に変更になります。

(例1) 上の子2人(3歳児と2歳児)が保育園・認定こども園(保育部・標準時間)に通っているお母さんが、6月に第3子を出産した場合。



(例2) 保育園・認定こども園等に通っていないお子さん2人(3歳児・0歳児)がいる、お母さん(お父さん)が、7月に1歳になる下の子の育児休業が明けて職場復帰をする場合。

上のお子さんは4月から保育短時間での入園が可能です。下のお子さんは7月から入園が可能で、お母さん(お父さん)の勤務時間に応じて、保育標準時間又は保育短時間での入園となります。育児休業の延長をして、下のお子さんが7月に入園しなかった場合でも、上のお子さんは、下のお子さんが2歳になる月の末日まで在園が可能です。

▶ Q3：8月職場復帰予定で8月入園の予約をしましたが、職場復帰月が変更になりました。

入園月はどうなりますか？

A3：この場合、変更後の職場復帰月の入園になります。ただし、施設の受入体制を確認したうえで予約を受けていますので、対応できない場合もあります。(特に入園月が早まる場合) 早めにこども未来課へご連絡ください。

求職活動を予定している方へ

▶ Q1：これから求職活動をするという場合でも入園できますか？

A 1：可能です。ただし、**入園後2か月以内**に就労先が決定しない場合は原則として退園となります。また、育休明けの職場復帰が決まっている方や内定のある方に比べて優先度は低くなります。

▶ Q2：求職活動で申込みをしていましたが、勤務先が内定しました。選考に影響しますか？

A 2：11月末時点の状況で選考を行うため、11月末までに勤務先が内定した場合は、必ず11月中にこども未来課までご連絡ください。優先度が上がります。入園調整の作業の都合により、12月以降に勤務先が内定しても選考に反映されませんので、ご了承ください。

▶ Q3：入園後、途中で仕事を辞めたらどうなりますか？

A 3：年度途中に退職された方で、その後も保育を希望される場合は、必ずこども未来課や利用中の施設に申し出て下さい。その際、教育・保育給付認定変更申請書と就労誓約書の提出をしていただき、**退職した月の翌々月の末日まで求職活動期間を設けます**。期日までに就労先が決定しない場合は原則として退園となります。（ただし、認定こども園の3歳以上児は幼稚部で継続が可能。）就労先が決まりましたら、こども未来課にご連絡いただき、教育・保育給付認定変更申請書と就労証明書を提出して下さい。また、在職中に転職活動を行い、就労先が変更となる場合も就労証明書の提出が必要です。

(例)

10月末で今の仕事を辞めて、
新しい仕事を探す予定です。



教育・保育給付認定変更申請書
と就労誓約書を提出することで、
11月・12月の **2か月間**を求職活
動期間として保育認定。

年　月　日

世　氏： _____
住　所： _____
連絡先： _____
宛先との関係： _____

就 労 誓 約 書

私は下記のとおり求職活動・起業準備を行っています（行う予定です）。

継続して求職活動・起業準備することと誓約し、我が方が決定次第、労働証明書等を出いたします。

なお、児童が0～2歳未満のときは保育所に在籍している場合は、2か月間の非求職活動・起業準備で就労希望が失われる又は就業できないときは、当該期間中とは異動しません。失業者が3ヵ月連続失業者となる場合には就業している場合でも、2か月有期求職活動・起業準備中で就労希望が失われます又は就業できないとは、却病第1（1号認定）に記入することに同意いたします。

記

1 求職活動・起業準備の時期

①入居希望者はここに記入

☐活動予定 ☐人権文書、求職活動、起業準備を行う予定

☐ _____ 年 ____ 月 ____ 日から求職活動・起業準備を行う予定

☐現在活動中 ☐人権文書、求職活動、起業準備を行っている

☐ _____ 年 ____ 月 ____ 日から求職活動・起業準備を行っている

②在留児はここに記入

③継続し、求職活動・起業準備を行う

_____ 年 ____ 月 ____ 日退職（退職予定）後、求職活動、起業準備を行う

④理由以外の理由により、求職活動・起業準備を行う

_____ 年 ____ 月 ____ 日から求職活動・起業準備を行う

2 求職内容又は起業後の内容

(1) 希望の勤続時間 _____ 年・前・後 _____ 時 _____ 分・前・後 _____ 時 _____ 分

(2) 希望の勤続日数 _____ 週 _____ 日勤務

3 署名 _____

(入居希望者は第一希望の署を記入してください)

4 実姓名 _____ 年 ____ 月 ____ 日生（ _____ 歳）

_____ 年 ____ 月 ____ 日生（ _____ 歳）

_____ 年 ____ 月 ____ 日生（ _____ 歳）

*この誓約書は、労働協会の入会等によって得られるものではないものである。労働協会の加入が義務であるように、また労働組合に入会しないままに、労働協会の代表者として労働協会の事務に携わることや、労働協会の役員等に就任すること等は、必ずしも必要とされるものではない。労働協会の加入及び労働協会の業務については、労働協会のホームページ等で公表されているとおりであり、ご協力をお願いします。本誓約書の提出も、その目的の一つであります。発効の原則は協会の規約及び告示となります。

(No.5改訂)

12月末までに勤務先が
決まれば、教育・保育
給付認定変更申請書と
就労証明書を提出し、
継続入所。

12月末までに勤務先が
決まらなければ、退園
届を提出し、退園。

認定こども園・保育園等に関すること

▶ Q 1：私立と公立の施設では何が違いますか？

A 1：公立園は市が、私立園は社会福祉法人等が設置・運営をしています。どちらも国が定めた基準を備え運営されていますので、原則としてその内容に大きな違いはありません。ただし、制服や給食の献立などは設置者ごとに異なります。また、3歳以上児の給食費、特別な活動（スイミング、茶道等）など、施設ごとに実費徴収金が異なります。詳しくは、入園希望の施設にご確認ください。

▶ Q 2：入園後に慣らし保育はありますか？

A 2：あります。慣らし保育を行う時期については、内定後に施設にご確認ください。

▶ Q 3：保育標準時間と保育短時間の変更はできますか？

認定こども園の場合、1号認定（幼稚園）と2号認定（保育部）の変更はできますか？

A 3：勤務先や勤務時間の変更等により、保育標準時間 ⇄ 保育短時間の変更が可能です。就労証明書等、印鑑（訂正が必要な場合に使用）を持参の上、こども未来課や利用中の施設にて変更申請を行ってください。
ただし、申請の翌月からの変更になります。また、1号認定（幼稚園）⇄ 2号認定（保育部）の変更も可能です。

（例）

今は保育短時間で大丈夫だけど、5月から勤務時間が延びるので、16時までにお迎えに行けなくなってしまう……



教育・保育給付認定変更申請書

教育・保育給付認定変更申請書			
送附市長 殿		年 月 日	
申請者 氏 名：_____		氏 名：_____	
送附市：_____		児童との続柄：_____	
次の1～4をご記入ください。（幼稚園から保育部に変わる方は欄外にもご記入ください。）			
1. 対象児童			
児童	氏名	生年月日	園名
		年 月 日	
		年 月 日	
2. 給付認定の変更に係る事項 ※右欄の必要書類を添付してください。			
変更内容をチェックしてください		必要書類（①②は両方提出してください）	
☐ 勤務先または勤務時間の変更のため		①勤め先の場合：就労証明書 ②就労状況（自費）申告書	
☐ 採用内定		白紙の場合：①就労証明書 ②就労状況（自費）申告書	
☐ 園給養費のため		園費の場合：園費等申告書	
☐ 給養し求職活動を行うため		就労誓約書	
☐ 介護・看護を行うため		①介護・看護収入報告書 ②給付認定者の障害手帳・療育手帳、介護保険被保険証の写し、もしくは診断書	
☐ 疾病・障がいも負ったため		診断書（疾病、障がいの様式をお送りください） 病状中の休職通知書、期間の記載された就労証明書 障害者手帳もしくは療育手帳の写し	
☐ 結婚・出産のため （出産予定日： 年 月 日）		①出産予定日が分かるもの ②結婚・出産理由での入園に係る誓約書	
☐ 前後2か月経過のため		産後1か月以内に職場復帰日の記載された就労証明書を提出	
☐ 就学のため		在学証明書ほか、市が指定する書類	
☐ 児童福祉法に当たするため		福祉証明書の写し	
☐ 保育所からお預りへ異動		書類不備	
☐ その他（ ）		市が指定する書類	
※添付書類（1号認定）から保育部（2号認定）に変更となる場合は、書類のり、就労状況の欄も記入してください。			
3. 変更日 変更後の翌月1日から。			
変更年月日 年 月 日からの変更を申請します。			
4. 保育給付の変更（有・無）のどちらかを○で囲んでください。有の場合は変更後の項目を○で囲んでください。			
保育給付の変更		有・無	
有の場合：変更年月日から「児童福祉法（幼稚園）」「児童福祉法（保育部）」「児童福祉法（保育部）」へ変更申請します。			
（欄外に書く）変更の注意事項を必ずお読みください。			

この申請書を4月中に提出することで、5月からの保育時間を変更することができます。なお、変更する理由を証明するもの（就労証明書等）も必要です。

▶ Q 4：結婚・離婚したら保育料はどうなりますか？

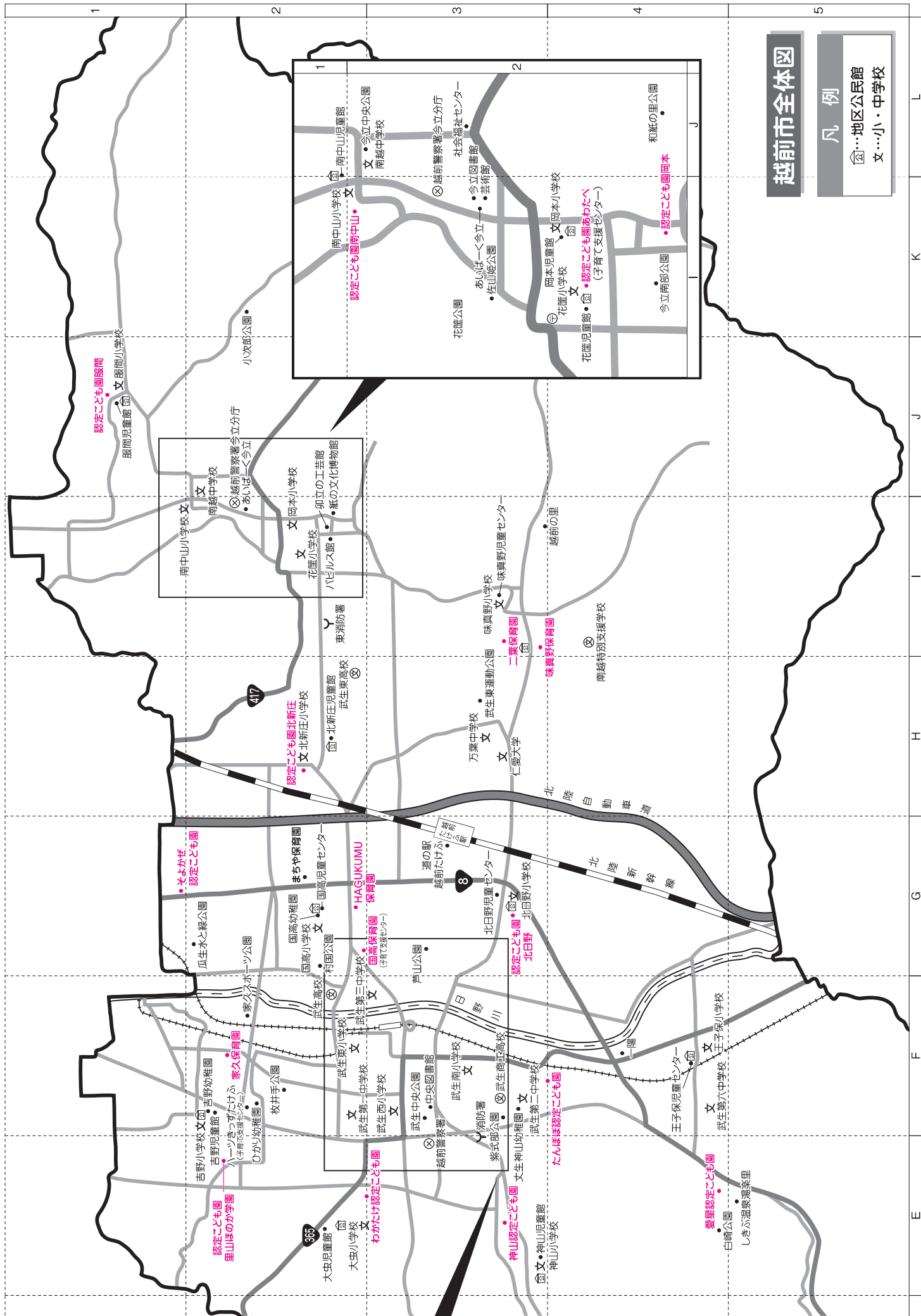
A 4：結婚の場合、届け出をした翌月から、配偶者となった方も保育料の算定対象となります。離婚の場合、届け出をし、住民登録している住所が別となったことがわかった翌月から保育料の算定対象者を変更します。必ずこども未来課までご連絡ください。

▶ Q 5：一時預かりを利用したいのですが、手続きはどこでできますか？

A 5：各施設にて受付をしています。施設側に受け入れる余裕があれば利用可能ですが、受入年齢がP4の表と異なる場合があります。利用前に事前予約も必要になりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。なお、利用は最大でも週3日（3回）で、どこにも入園していないお子さんが対象となります。

令和8年4月1日予定





越前市全体図

- 凡 例
- 会…地区公民館
 - 文…小・中学校

家庭での保育を応援しています

越前市は子育てを後押しし、子育て不安の解消や仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るため、育児休業の取得や家庭での保育を応援します。



在宅育児応援手当をご存じですか？

第2子以降の0～2歳のお子さんを保育所等に入園せず家庭で保育する世帯に手当（月1万円）を支給しています。

■ 支給対象者（次の要件すべてに当てはまること）

- ・第2子以降のお子さんが生後8週以上で満3歳未満
- ・対象児童にかかる育児休業給付金を受給していない世帯

※こども未来課にて申請が必要です。

※認可外保育施設や幼稚園を利用されている第2子以降の満3歳未満のお子さんも支給の対象となります。



里帰り出産サポート助成

市外に里帰り出産する際の、上のお子さんの一時預かりなどの子育て支援サービス利用料の一部を助成しています。

詳しくはこども未来課にお問い合わせください。



地域子育て支援センター

親子ひろばや育児相談などを行っています。現在、市内に5か所のセンターがあります。

- ・ピノキオ（てんぐちゃん広場内）
- ・フォルマシオン（国高保育園内）
- ・いまだて（認定こども園あわたべ内）
- ・一陽（ショッピングセンターシッピー2F）
- ・ハーツきつずたけふ



子育て応援誌

越前市では「子育て応援誌」を毎年発行しており、市内の子育て支援事業や施設などを紹介しています。子育て世帯への給付金の紹介等、子育てに欠かせない情報が満載です。

市のホームページに掲載しているのでぜひご活用ください。



一時預かりを行っています！

※利用する時は、各施設に直接申し込んでください。



■ 一時預かり事業

市内の保育園・認定こども園・小規模保育事業所で就学前のお子さんの一時預かりを実施しています。保護者のリフレッシュ目的でも利用可能です。第2子以降のお子さんについては利用料を減免しています。



■ すみずみ子育てサポート事業

家庭で一時的に育児を行うことが困難なときに以下の事業所で一時預かり等を行います。料金は1時間単位で、月70時間までは1時間につき650円（第2子以降のお子さんは1,000円）を市が助成します。

- ・NPO法人子どもセンターピノキオ【一時預かり】
- ・ハーツきつずたけふ【一時預かり】
- ・ハーツきつずさばえ【一時預かり】
- ・医療法人野尻医院 てまり【一時預かり】
- ・モクモク学園【一時預かり】
- ・県民せいきょうきらめきくらしのサポート

【送迎・生活支援】

なお、福井県が行っている「ふく育さん」（キッズ・ベビーシッター派遣事業）利用時にも助成が適用されます。



認可外保育施設の保育料を助成します！

第3子以降の0～2歳児で、認可外保育施設に入所しているお子さんの保育料を、月額2万円を上限に助成します。

施設に支払われた後で、こども未来課にて申請を行ってください。



だるまちゃん広場・てんぐちゃん広場

屋外のだるまちゃん広場、屋内のてんぐちゃん広場、どちらも無料で利用できます。イベントも行われています。

地域子育て支援センターとあわせてご利用ください。

越前市公式LINE

越前市公式LINEでは、市の様々な情報を受け取れるようになっています。受信設定を行えば、市のイベント情報や防災情報、子育て情報等から自分の欲しい情報のみ受け取ることができます。

ぜひ、友だち登録をお願いします。

